

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 27 年 8 月 19 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	5件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500185号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500029号

## 第1 結論

昭和49年\*月から昭和54年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年\*月から昭和54年3月まで

私は、ねんきん定期便で、請求期間当時に住んでいたA市での国民年金保険料が未納になっていることを知った。請求期間当時、実家の工務店で事務をしており、私が父と自分の保険料と一緒に納めたので、納付しているのは間違いない。請求期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求者の父親が国民年金に加入していたことから、自身も20歳の時に国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料を父親の保険料と一緒にA市の出張所若しくは銀行で納付書の納付期限内に納付していたと主張しているところ、オンライン記録により、請求者の父親は、請求期間当初から60歳で国民年金を資格喪失した昭和54年\*月までの保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

しかしながら、請求者が提出した年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、請求期間終期の昭和54年\*月\*日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、当該払出時点まで請求者は国民年金に未加入であり、請求期間の大半は、請求期間当時に父親と一緒に国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者は20歳の時に行ったとする国民年金の加入手続きに関する具体的な記憶はないとし、請求者の父親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入手続きに関する具体的な状況等が不明である上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより請求者に別の記号番号が払い出されているか調査したが、該当の記号番号は見当たらず、請求者も別の記号番号が記載された年金手帳を所持していない。

さらに、請求者と請求期間当時に同居していたとする請求者の兄は、請求者と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されており、請求者と同様に、請求期間における国民年金加入期間の国民年金保険料がすべて未納となっている。

加えて、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500020号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500037号

## 第1 結論

昭和43年\*月から昭和46年5月までの請求期間、昭和48年4月から昭和51年3月までの請求期間、平成12年1月及び同年5月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和43年\*月から昭和46年5月まで  
② 昭和48年4月から昭和51年3月まで  
③ 平成12年1月  
④ 平成12年5月

請求期間①及び②は、私が20歳となった時に、国民年金への加入を勧めてくれた父が加入手続きをし、国民年金保険料についても専ら父が納付をしてくれたはずである。また、請求期間③及び④は、請求期間②から継続して国民年金に加入し、自ら国民年金保険料を納付していたはずである。

これらの期間が、国民年金保険料の未納期間とされていることには納得できないので調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②については、請求者は、父が国民年金の加入手続きをし、国民年金保険料の納付についても専ら父が行っていたと主張しているが、請求者の父は既に亡くなっており、その証言を得ることができない上、請求者に聴取しても、請求者の当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述が得られないことから、当時の加入手続き及び保険料納付の具体的な状況が不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の資格取得時期により、請求期間②後の昭和51年5月頃にA市で払い出されたものと考えられることから、当該払出時点まで請求者は国民年金に未加入であり、請求者及びその父は請求期間①及び②に係る保険料を当該期間当時に納付することはできない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより請求者に別の記号番号が払い出されているか調査したが、該当の記号番号は見当たらず、請求者も別の記号番号が記載された年金手帳を所持していない。

請求期間③及び④については、請求者は自らが国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、国民年金保険料の納付についての具体的な記憶がなく、その状況が不明である。

また、A市の国民年金被保険者名簿において、請求期間③及び④は保険料未納期間とされ、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、この時期は年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤は考え難い。

このほか、請求者が、請求期間①から④までに係る国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、ほかに当該期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500239号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500038号

## 第1 結論

昭和37年\*月から昭和44年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年\*月から昭和44年1月まで

年金事務所で年金記録を確認したところ、昭和37年\*月から昭和44年1月までの国民年金保険料が未納とされていた。私が20歳になった時に、母が、私の国民年金の加入手続きを行い、その後、保険料を納付してくれていたはずであるので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映させてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時同居していた請求者の母が、請求者自身が20歳になると同時に国民年金の加入手続きを行い、請求期間に係る国民年金保険料についても納付してくれていたと主張している。

しかしながら、請求者の母は既に亡くなっていることから、当時の証言を得られない上、請求者は国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与していないことから、請求期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料納付の具体的な状況が不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入者の資格取得日から、昭和45年4月から同年7月頃までの間に払い出されたものと考えられることから、当該払出時点まで請求者は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付できない上、当該時点では、請求期間の大半は、時効により保険料を納付することができない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより請求者に別の記号番号が払い出されているか調査したが、該当の記号番号は見当たらず、請求者も別の記号番号が記載された年金手帳を所持していない。

加えて、請求期間当時に請求者の国民年金保険料を納付してくれていたとする請求者の母は、請求期間の一部について保険料を納付していない上、請求者と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている請求者の妹及び弟は、請求期間における国民年金加入期間の保険料はすべて未納となっている。

このほか、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500174号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500081号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和34年3月15日から昭和36年12月8日まで

A社が、厚生年金保険の適用事業所となった昭和34年3月15日には既に同社に勤務していたのに、厚生年金保険被保険者記録が昭和36年12月8日からの記録になっている。自分の厚生年金保険被保険者記録を正しい記録に訂正し、請求期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

同僚の陳述から、期間の特定はできないものの、請求期間当時、請求者がA社に勤務していたこととはうかがえる。

しかしながら、A社は、登記簿謄本により昭和44年9月20日に解散していることが確認でき、当時の事業主は平成10年に亡くなっていることから、請求者に係る請求期間の勤務の実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、請求期間において請求者の氏名(旧姓を含む。)は確認できず、健康保険の番号に欠番もない上、請求者の同社における厚生年金保険被保険者記号番号は昭和36年12月14日に払い出されていることが確認できる。

さらに、請求者が記憶する同僚に照会したが、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について具体的な回答を得ることができない。

このほか、請求者が請求期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料もなく、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500220号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500082号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA市役所B課における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和31年6月29日から昭和33年12月1日まで

請求期間にA市役所B課で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の陳述から、期間の特定はできないものの、請求者がA市役所B課に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A市役所は、請求者に係る当時の資料がなく、請求内容について不明と回答している。

また、A市役所は、請求者がB課で勤務していたとすれば、昭和33年6月1日から厚生年金保険の適用を受けたA市役所C課で厚生年金保険の資格を取得していた可能性はある旨の回答をしているところ、A市役所C課の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名を確認できた複数の者に照会したが、請求者の請求を裏付ける陳述及び資料を得ることはできない。

さらに、A市役所B課に係る厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない上、オンライン記録により、請求期間に厚生年金保険の適用を受けていたことが確認できるA市役所C課及びA市役所D課の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について確認したが、請求期間の健康保険の番号に欠番はない上、請求者の氏名は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。